

ID: 378

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	特別設備等の承認		
例規名 根拠条項	駅前交流プラザ「よろ一な」条例施行規則 第10条(第16条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成25年規則第5号		
<p>【根拠条文】 (特別設備等の承認) 第10条 利用者は、よろ一なの利用に当たり、特別な設備又は物品を搬入しようとするときは、あらかじめ駅前交流プラザ「よろ一な」特別設備等許可申請書(別記様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日